

令和4年8月24日
公益財団法人東京観光財団

令和4年度 第2回 東京の魅力発信プロジェクト募集要項

1 目的

東京都（以下「都」という。）は、国内外に向けて旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立を図るため、「東京のブランディング戦略」を策定し、東京ブランドの浸透を目的としたブランディング事業を推進しています。

東京の魅力発信プロジェクト（以下「当プロジェクト」という。）は、東京の持つ都市としての魅力をより印象的に発信するためのアイコンとキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下「アイコン」という。）を効果的に活用し、東京の魅力の発信につながる事業（イベント・セミナー・キャンペーン等）を都と連携して企画・実施いただける民間事業者様を募集し、一丸となって国内外にPRを行うことで、東京ブランドの一層の普及・浸透を目指す取組みです。

応募に際しては、Tokyo Tokyo | [東京ブランド公式サイト](#)をご参照の上、東京ブランド及び当プロジェクトの趣旨についてご理解いただけますようお願いいたします。

2 概要

今回の公募は、東京の魅力の発信のため、都民・訪都旅行者等を対象にアイコンを効果的かつ魅力的に活用した事業・活動（イベント・セミナー・キャンペーン等）のご提案をいただくものです。審査を経て採択された事業・活動に対し、都が事業費の一部を拠出しますので、都と共同して事業を実施していただきます。

3 用語の定義

この募集要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下のとおりです。

- (1) 総支出額：当プロジェクト実施にかかる応募主体が負担する経費の総額
- (2) 拠出対象額：総支出額から「国・都・その他行政による補助金・支援金」を控除した額であり、拠出金額の基礎となる額
- (3) 拠出金額：都の拠出金額
- (4) 先進的事業：都として重視する視点を踏まえた先進的な取組み

4 募集要件

(1) 応募主体

企業・団体・その他法人等（実行委員会方式での応募も可）

(2) 応募条件

以下の全ての条件を満たしていること。

- ア 応募者主体に関わる企業等のすべてが「東京ブランド「アイコン」利用者登録」（以下「利用者登録」という。）を行っていること（詳細は本要項8（1）「利用者登録」をご参照ください）。
- イ 一次審査（書類審査）を通過された場合に、二次審査（企画審査会）のプレゼンテーションに参加が可能であること。
- ウ プレゼンテーションによる選考をオンラインにて実施予定であることから、オンライン会議システム（Zoom）を使用した審査会への対応が可能であること。

（3）企画提案内容

アイコンの利用を前提として、かつ以下の要件を満たした内容としてください。

- ア 企画全体を通して、東京ブランドのコンセプト「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街。」を体現していること。
- イ アイコンのメッセージ「江戸から続く伝統と最先端の文化が共存している東京の魅力」を都民・訪都旅行者等に対して訴求していること。
- ウ 都民・訪都旅行者等に対しアイコンのコンセプト等をわかりやすく伝えるために、アイコンを効果的に活用すること。
- エ 東京ブランド及びアイコンの普及・浸透に効果的であり、都民・訪都旅行者等への東京の魅力の発信につながると認められること。
- オ 地域単位での取組み、広告から誘客までの企画等、継続性や連動性を確保できるもの、事業・活動としての波及効果や広がりがあることが認められるもの。
- カ 実地での集客型イベント等に限らず、オンライン（SNS・Web等）を活用した実施方法も対象とする。
- キ 総支出額が5,000千円（税込）以上であること。なお、拠出対象額の考え方については本要項7「実施に係る拠出金額等の考え方」を参照すること。
- ク 事業規模として、実施事業全体での訴求対象が2,500人以上であることが望ましい。（Webや成果物の訴求を含めてもかまわない）
- ケ 事業規模が同等またはそれ以上の類似イベントの実績を有していること。

（4）実施場所

東京都内とします。

（5）実施時期

当プロジェクト採択後から令和5年2月末日までに事業を完了し、同年度内に事業費の精算手続きを済ませ、実施報告書を提出してください。

（6）事業実施後の精算・報告について

プロジェクト実施に係る必要な精算手続き及び実施報告書の提出は、原則として、当プロジェクト終了日から起算して1か月以内とします。

5 募集件数

以下、ABCの3つの応募枠がありますので、応募時に選択してください。

- (1) 事業規模A 2件 (都の拠出割合：2分の1、拠出上限額：5,000千円)
- (2) 事業規模B 2件 (都の拠出割合：2分の1、拠出上限額：10,000千円)
- (3) 事業規模C 3件 (都の拠出割合：2分の1、拠出上限額：20,000千円)

上記の枠で採択された事業のうち、先進的事業（詳細は本要項11（2）キ「先進的事業としての取組み」をご参照ください）として認定された場合、都の拠出割合及び上限額は以下のとおりとなります。

- (1) 事業規模A 上限2件 (都の拠出割合：3分の2 拠出上限額：6,600千円)
- (2) 事業規模B 上限2件 (都の拠出割合：3分の2 拠出上限額：13,300千円)
- (3) 事業規模C 上限1件 (都の拠出割合：3分の2 拠出上限額：26,600千円)

A～Cのどの枠に応募されるか、応募申請書（様式1）にご記入ください。先進的事業としての認定を希望する場合は、「応募枠」欄の該当箇所をチェックの上、応募申請書内の「概要説明書（様式2）（7）」に先進的事業に係る部分について記載してください。

なお、審査の結果、先進的事業として認定されなかった場合も、2分の1の拠出割合にて採択を受けることが可能です。

また、上記（3）に不採択となり、かつ（2）の採択案件が募集件数に達しなかった場合に限り、（2）での採択を希望することが可能です。同様に、上記（2）に不採択となり、かつ（1）の採択案件が募集件数に達しなかった場合に限り、（1）での採択を希望することが可能です。この旨応募申請書（様式1）にチェックしてください。

この場合、採択される枠の変更により都の拠出上限額も変更となりますが、提案イベント等の規模の縮小及び企画内容の変更はできません（当初応募時の内容で提案イベント等を実施していただきます）。

6 応募期間等

(1) 公募開始日

令和4年8月24日（水）

(2) 質問期間

令和4年8月24日（水）～8月31日（水）正午締切

別紙4「質問票」に質問事項を記入し、本要項17「本件の問合せ先」へ電子メールで送付ください。口頭など質問票以外による質問は、一切受け付けません。また、企画内容に係るご質問及びご相談には対応できかねます。

(3) 回答

主な質問の回答について、取りまとめた上で、令和4年9月2日（金）までに[東京観](#)

[光財団ホームページ](#)に掲載します。

(4) 提出書類の受付期間

令和4年9月5日(月)～9月20日(火) 正午締切(必着)

7 実施に係る拠出金額等の考え方

都の拠出金額は、総支出額から「国・都・その他行政による補助金・支援金」を控除した金額(拠出対象額)の2分の1となります(拠出上限額5,000千円、10,000千円もしくは20,000千円)。

先進的事業として認められた場合は、拠出金額を3分の2とします(拠出上限額6,600千円、13,300千円もしくは26,600千円)。

実施に係る拠出金額等の考え方は以下のとおりです。

(1) 総支出額について

総支出額は5,000千円(税込)以上としてください(4(3)キ再掲)。

当プロジェクト実施に係る経費を収支予定書(様式3)に記載ください。

また当プロジェクトだけでなく、イベント等全体に係る支出がある場合は、収支予定書(様式3)に当プロジェクトへの按分額を記載の上、備考欄に按分割合を明記ください。記入にあたっては、別紙1「収支予定書(様式3)記入例」をご確認ください。

なお、対象経費については以下を参照してください。

ア 総支出額に含めてよいもの

- ・事業に必要な経費。なお、自社の保有するインフラ等を効果的に活用した場合、その販売換算額(税抜)も含めることが可能です。その際には、換算の根拠となる資料も合わせて提出してください。

(例) 自社媒体や店舗での広告掲出、運営する宿泊施設の客室提供等

イ 総支出額に含めてはいけないもの

- ・当プロジェクトに直接関係のない経費
- ・当プロジェクトに選定され、協定書締結以前に発生した経費
- ・応募主体が当プロジェクトの実施有無に関わらず恒常的に雇用するスタッフの人員費、恒常的に使用する物品等の物件費
- ・事業実施期間内に実施されない活動に係る経費
- ・令和4年度内に支払いが完了しない経費(令和5年4月1日以降の日付の証憑書類は拠出対象額に含めることはできません)
- ・別途他者からの委託料等が支給されているもの、又は支給が予定されているもの
- ・自社の保有するインフラ等を効果的に活用した場合における販売換算額にかかる消費税等諸税

(2) 収入について

ア 国・都・その他行政による補助金・支援金がある場合

収支予定書（様式3）に記載ください。

総支出額から「国・都・その他行政による補助金・支援金」を控除した額が拠出対象額となります。

イ 企業からの寄付や協賛金等がある場合

収支予定書（様式3）に記載ください。

寄付や協賛金が、拠出対象額から都の拠出金額を差し引いた額を上回る場合、その超過分を都の拠出金額から差し引いて支給します。詳しくは「よくある質問」9をご参照ください。

ウ イベント等全体に係る収入がある場合

当プロジェクトだけでなく、イベント等全体に係る収入がある場合は、収支予定書（様式3）に当プロジェクトへの按分額を記載の上、備考欄に按分割合を明記ください。なお、当プロジェクトの実施に関わらず発生する収入は、収支予定書（様式3）に含めていただく必要はありません。

按分割合は以下の例により、東京観光財団と協議の上、決定することとします。

(按分例)

- ・ イベント規模に対する専有面積の割合
- ・ 制作物における露出面積の割合
- ・ イベント実施時間の割合（例：ステージイベント等）

イベント等全体に係る収入（按分後の収入）が、拠出対象額から都の拠出金額を差し引いた額を上回る場合、その超過分を都の拠出金額から差し引いて支給します。詳しくは「よくある質問」9をご参照ください。

(3) 都の拠出金額の決定方法

事業実施後、実施報告書（自由書式）及び収支報告書（様式7）を提出いただき、拠出対象額をもとに、都の拠出金額を決定します。「事業実施後の収支報告書（様式7）に記載された拠出対象額」と「申請時の収支予定書（様式3）に記載された拠出対象額」を比較し、金額が少ない方を算定の基準として、拠出金額を決定します。

●「事業実施後の拠出対象額」 > 「申請時の収支予定書に記載された拠出対象額」の場合

→ 「申請時の収支予定書に記載された拠出対象額」を算定の基準とします。

●「事業実施後の拠出対象額」 < 「申請時の収支予定書に記載された拠出対象額」の場合

→ 「事業実施後の拠出対象額」を算定の基準とします。

8 応募方法

(1) 利用者登録

応募にあたっては、事前に「東京ブランド「アイコン」利用者登録申請」が必要です。利用者登録申請については、別紙2「東京ブランド「アイコン」の利用に関する要綱」、別紙3「東京ブランド「アイコン」利用ガイドライン」（以下「利用ガイドライン等」という。）を確認の上、行ってください。申請から登録結果の通知までは7～10営業日程度要することがありますので、早めの申請をお願いします。

※利用者登録申請の申請書送付先は、本応募書類の提出先と異なります。詳細は利用ガイドライン等をご参照ください。

(2) 提出書類

以下様式等に必要事項を記入の上、一式をご提出ください。

ア 応募申請書（様式1）

提案者が分かるよう明記してください。

イ 概要説明書（様式2）

企画の概要を質問に沿って記載ください。企画詳細は「カ 企画提案書」で説明してください。

ウ 収支予定書（様式3）

本要項7「実施に係る拠出金額等の考え方」の記載条件に沿って記載してください。

エ 組織・体制図（様式4）

事業実施に係る関係者と役割が分かるよう記載してください。

オ 実施スケジュール（様式5）

事業実施スケジュールを記載してください。

カ 企画提案書（自由書式）

本要項4（3）企画提案内容の趣旨を踏まえ、企画内容やアイコンの利用イメージ、波及効果など、提案の詳細を極力視覚的・定量的にわかりやすく記載してください。A4サイズ・横書き・カラー両面印刷（長辺とじ）・20ページ以内で作成してください。

先進的事業として申請する場合、先進的取組みである理由やテーマ、企画提案内容を分かりやすく記載してください。

タイトルは、「令和4年度 東京の魅力発信プロジェクト提案資料」としてください。

(3) 提出先

各提出書類紙媒体 12 部及び電子媒体（CD-R に格納したもの。なお、様式1～5はPDFへの変換不要です）一式を、以下の宛先へご提出ください。

公益財団法人東京観光財団 総務部 観光情報課
〒162-0801 東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 5 階

※ご郵送の場合は、封筒に「令和4年度 東京の魅力発信プロジェクト提案資料」と
朱書ください。宛先は「公益財団法人東京観光財団理事長宛」としてください。

※直接の持参も可とします。

(4) 提出期間

令和4年9月5日(月)～9月20日(火) 正午必着

※提出期間を過ぎたものについては、受け付けませんのでご了承ください。

(5) 提出上限数

1 応募主体につき、同一年度内において2提案を上限とします。これは、代表提案者としての提案と共同提案者としての提案を合わせた数とします。

例)・代表提案者として1件提案した場合、共同提案は1件までとなります。

・代表提案者として2件提案した場合、共同提案はできません。

9 応募書類の作成におけるアイコン利用について

応募書類の作成に際してアイコンデータを利用する場合は、募集ページ(東京観光財団ホームページ内)に掲載の画像をご使用ください。本アイコンデータは、応募書類の作成以外の目的では使用しないでください。

また、利用に際しては、利用ガイドライン等の内容を遵守してください。

10 審査の実施方法・実施日時等

以下のとおり審査を実施し、採択する事業を決定します。

(1) 一次審査(書類審査)

書類審査の結果は、応募者全員に令和4年10月6日(木)までにメールにて通知いたします。審査通過者には、併せて二次審査の詳細をお知らせします。

(2) 二次審査(企画審査会)

ア 実施日(予定)

令和4年10月12日(水)又は10月14日(金)に実施予定です。

日時は、個別に連絡いたします。

イ 実施形式

オンライン会議システム(Zoom)を利用したプレゼンテーション

※詳細は一次審査通過者に別途お知らせします。

※対面によるプレゼンテーションに変更になる可能性があります。

ウ 応募者による企画提案の要点説明

・15分以内で企画提案の要点をご説明ください。

・事前に提出した書類に基づき、プレゼンテーションを行ってください。

- ・当日、選考委員に対して事前提出書類以外の資料を提供することは禁止します。
- ・プレゼンテーションは、必ず所定の時間内で行ってください。時間を超過した場合、説明の途中であっても打ち切ります。

エ 質疑応答

10 分間程度とします。

オ 参加可能人数

各応募主体 4 名以内とします。

11 審査基準

一次審査及び二次審査は、東京観光財団が別途定める「令和 4 年度 東京の魅力発信プロジェクト審査実施要領」の審査方法及び基準に基づき行います。

(1) 一次審査（書類審査）基準

以下の項目のすべてを満たす提案を選考いたします。

- ア 本要項 4 「募集要件」を満たしていること
- イ 本要項 7 (1) 「実施に係る総支出額」が 5,000 千円（税込）以上であること
- ウ 本要項 8 (2) 「提出書類」に不足がないこと
- エ 本要項 8 (5) 「提出上限数」を超えていないこと

(2) 二次審査（企画審査会でのプレゼンテーション）基準

以下の評価項目による採点結果により、本要項 5 「募集件数」に記載の募集件数程度を採択いたします。

ア 東京ブランドへの理解

- ・東京ブランドのコンセプトを理解し、コンセプトに沿った提案となっているか。
- ・アイコンのメッセージ「江戸から続く伝統と最先端の文化が共存している東京の魅力」を都民・訪都旅行者等に対して訴求した提案となっているか。

イ 実施内容

- ・アイコンを効果的に活用した内容か。
- ・東京ブランド及びアイコンの普及・浸透に向けて、都民・訪都旅行者等への東京の魅力の発信につながる内容であると認められるか。

ウ 波及効果

- ・地域単位での取組みや継続性・連動性の確保できるもの等、事業としての波及効果や広がりが認められる内容か。
- ・訴求ターゲットは 2,500 人以上が想定されているか。

エ 実現可能性

- ・提案内容を実施するために必要な準備等に着手し、実現が可能な見込みが示されているか。

オ 全体

- ・提案内容を円滑に遂行するためのスケジュールと体制が示されているか。

カ その他

- ・特筆すべき点があるか。

キ 先進的事業としての取組み（先進的事業としての認定を希望した場合のみ該当）

- ・都として重視する視点に沿った内容であるか。

【都として重視する視点】

① 都市（東京）への愛着や誇りの醸成

都民の東京に対する愛着や誇りを高めていくとともに、訪都旅行者等を積極的に受け入れる気運を醸成する視点

② サステナビリティの推進

プラスチック使用量の削減や再利用可能な備品の活用、イベント等におけるフードロスの削減など環境への配慮を取り入れる視点

③ 社会変化等に対応した「新しい観光」

感染症の影響により変容した旅行者の嗜好や意識、消費傾向等の変化を的確に捉えた、ニューノーマルな観光の視点

④ デジタル技術の活用やDXの推進

5GやVR/ARといったXR技術等の最新技術の活用により、都民や訪都旅行者の利便性や満足度をより一層向上させる視点

- ・上記の視点を都民や訪都旅行者に分かりやすく、広く波及させているか。
- ・事業実施にあたって、新規性が高く、これまでにない斬新な取組内容であるか。

（3）結果通知（予定）

令和4年10月19日（水）

審査の結果は、全ての二次審査参加者に対しメールにて通知いたします。

採択されたプロジェクトについては、結果通知に「キックオフミーティングの日時・場所」をご案内します。キックオフミーティングでは、プロジェクト進行の留意点等をご説明しますので、必ずご参加ください。

12 事業の実施に際して

- （1）当プロジェクトの実施に当たっては、別途東京観光財団と協議の上、協定書を締結していただきます。プロジェクトの開始（イベント事業者との契約等）は、協定書の締結（令和4年10月下旬を予定）以降としてください。なお、アイコンの利用にあたり、確認・調整等に時間を要しますので、協定書締結後からプロジェクトの実施まで余裕を持ったスケジュールを策定してください。

- (2) 当プロジェクトの実施に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守してください。
- (3) 当プロジェクトの履行により知り得た業務の内容を第三者に漏えいしないでください。
- (4) 当プロジェクトの実施におけるアイコンの利用に際しては、「東京ブランド「アイコン」利用許諾申請」による利用許諾が必要です。利用許諾申請につきましては、プロジェクト採択後別途ご案内いたします。
- (5) 採択されたプロジェクトの情報について、東京都及び東京観光財団のホームページやプレスリリース等にて発出させていただく場合がございます。
- (6) 集客イベントや展示会を実施する場合は、以下の取組みを行ってください。
 - ア 政府の基本的対処方針及び東京都の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針に基づく感染症対策を講じてください。
 - 新型コロナウイルス等感染症対策推進室（内閣官房）「基本的対処方針に基づく対応」 <https://corona.go.jp/emergency/>
 - 東京都防災ホームページ「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」 <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/index.html>
 - イ 東京都の「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン～「新しい日常」の定着に向けて～」に基づく感染防止策を講じるとともに、実施場所の入口等来場者の見やすい場所に、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示してください。

13 本プロジェクトを中止する場合について

当プロジェクトは、新型コロナウイルス感染症に係る政府・東京都の基本的対処方針に準拠するとともに感染症流行状況等を勘案しながら実施いたします。

つきましては、東京都を対象とした緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の実施、東京都の緊急事態措置等の状況に応じて、採択事業の内容や実施時期の変更及び中止を求める場合がございます。またその他、天変地異（感染症等の流行拡大を含む）、政治状況の劇的な変化により、当プロジェクトを中止する場合があります。

この場合、協定書の締結日から中止決定日までの期間に支出が確定した経費については、証憑書類等にて支出が確認できる場合に限り拠出対象額に含めることといたします。なお、別途興行中止保険等に加入し、保険金が支払われる場合については、本要項7（2）ウを適用し、当該保険金を「収入」として扱うこととします。

14 事業の遵守・守秘義務

- (1) 共同事業者は、本事業の実施に当たって関係法令、条例及び規則等を十分に遵守してください。
- (2) 共同事業者は、本事業の履行により知り得た業務の内容を第三者に漏らしてはなりません。

15 完了報告と支払いについて

完了報告は、本要項4（6）に記載の期日までに提出ください。東京観光財団にて以下の提出物等の内容確認・承認（拠出金額確定通知）後に、請求書を発行してください。請求書の発行後、代表提案者に一括で拠出金の支払いを行います。

（1）実施完了時の提出物について

ア 実施完了届（様式6）

拠出金の支払い対象となるすべての事業内容を実施し、それらに伴う支出等が完了した日以降の日付を記載し、応募時の代表者印を押印の上、提出してください。

イ 実施報告書（自由書式）

A4縦サイズ、横書きにて提出してください。

※目次、体裁等は東京観光財団と協議の上決定すること。

※実施内容詳細、実施地域、訴求人数、実施した現場写真、広告出稿媒体等を必ず掲載、記入すること。

※宣材物、配布物等があれば提出すること。

ウ 収支報告書（様式7）

実際の収支を記載してください。収入の考え方は、本要項7「実施に係る拠出金額等の考え方」をご参照ください。様式7に記載の添付書類（証憑類）を付けて提出してください。添付書類の宛名は、すべて応募者名義であることが必要となります。

（例：A社として応募・採択され、その後「〇〇実行委員会」を組成してプロジェクトを実施した場合でも、A社宛の契約書類等で揃える必要があります）

添付書類が揃わない等の事情がある場合は、必ず事前にご相談ください。

エ その他

拠出金額の算出にあたり、参考資料として事業全体の収支報告書等（自由書式）の写しを提出いただきます。予めご了承ください。

16 その他

- (1) 応募に係る費用については、全て応募者の負担とします。
- (2) 応募書類等に関しては一切返却しません。
- (3) 企画提案書作成にあたっては、公序良俗に反しない、また第三者の権利を侵害しない内容としてください。

- (4) 本要項または企画提案書類に記載のない項目については、両者協議の上、決定することとします。
- (5) 事業実施にあたっては、定期的な進捗の報告を行ってください。
- (6) その他条件が変更となることがある場合は、両者協議の上、変更することとします。
- (7) 当プロジェクトは、アイコンを効果的かつ魅力的に活用した事業及び活動を通じた、東京ブランドの一層の普及・浸透を目的としています。そのため、採択後に提案いただいた事業内容に対し、より東京ブランドの普及等に効果的と思われる内容へ変更や調整をいただく場合がございます。予めご了承ください。

17 本件の問合せ先

公益財団法人東京観光財団 総務部 観光情報課

担当：堀之内(horinouchi@tcvb.or.jp)、川島(kawashima@tcvb.or.jp)

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル5階

電話：03-5579-2681